

2019年12月11日

お客様各位

渡島信用金庫

### 預金規定等の改定及び電子化のお知らせ

平素は、渡島信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2020年3月2日より預金規定等を改定致します。

規定等の改定後は、お客様との新規取引時にこれまで以上にお取引の目的やお客様に関する情報等を、詳細に確認させていただく場合がございます。また、既にお取引のあるお客様につきましても、お客様のお取引の目的やお客様に関する情報等を再度確認させていただく場合がございます。

確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合がございますので、ご協力をお願い致します。

改定後の規定等は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

なお、当金庫がお願いする確認等に適切に応じいただけない場合には、お取引をお断りさせていただく場合や、制限させていただく場合がございますので、ご了承願います。

また、本改定にあわせて全ての預金・積金に係る規定を電子化いたします。

電子化により当金庫ホームページで規定をご確認いただけることから、2020年3月2日以降は、当金庫窓口での同規定の手交を原則終了させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願い致します。

### 記

#### 1. 改定する預金規定等

- (1) 普通預金
- (2) 総合口座
- (3) 通知預金
- (4) 貯蓄預金
- (5) 納税準備預金

#### 2. 改定日

2020年3月2日（月）

### 3. 主な改定内容

普通預金規定については、以下の条項を追加・変更します。(下線部分が変更箇所)  
なお、普通預金規定以外の規定等についても、同様の改定を行います。

#### 《普通預金規定抜粋》

##### (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

##### (解約等)

- (1) この預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。  
なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が前条第1項に違反した場合
  - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

以 上